丹波市豪雨災害で被害に遭われたみなさまに心からお見舞い申し上げます

丹波市長　辻　重五郎

こころをひとつに、この苦難を乗り越えよう

－平成26年8月16日丹波市豪雨災害を受けて、辻市長からみなさまへのご報告－

「平成26年8月16日丹波市豪雨災害」で発生した土砂崩れによる家屋倒壊で、市民1名の尊い命が奪われました。亡くなられたご本人とご家族の無念を思うと痛切の念に耐えず、心から哀悼の誠を捧げます。また、今もなお避難生活を余儀なくされている方々をはじめ、この度の災害で被災された多くの市民のみなさまに心からお見舞い申し上げます。

丹波市を襲った記録的豪雨

前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、8月16日から17日にかけて丹波市の上空は大気が不安定な状態にありました。降り続いた雨により、16日午後3時35分、丹波市に大雨・洪水警報が発表され、市では、直ちに災害警戒本部を設置して警戒にあたりました。翌17日午前0時20分には、丹波市に土砂災害警戒情報が発表され、午前1時15分に災害対策本部に切り替えて災害の発生に備えました。その後、午前2時に累積雨量が増えた市島地域の竹田・前山・吉見地区に避難勧告を発令しました。夜間であり道路が冠水していたため、避難所までの歩行がかえって危険を増大させる可能性があったことから、命を守る行動を最優先に自宅2階への避難を呼びかけたところです。その後、午前2時から3時にかけて、1時間雨量が市島町北岡本で93ミリ、市島町下竹田で75ミリ、さらには、氷上町稲継で44ミリを記録するなど、各所で雷をともなった猛烈な雨が降り、3時5分には市島地域美和地区に、3時23分には氷上地域生郷地区に避難勧告を発令し、これをもって市内における避難勧告の対象は、合計4，575世帯12，286人に達しました。同17日の午前3時30分には、兵庫県を通じて自衛隊に派遣要請を行い、市島地域で土砂災害により孤立した方々や土砂に埋もれた家屋に残された方の救助をお願いする事態となりました。

8月16日、17日に降った豪雨により、市内で900件を超える住家被害が発生し、また、市島地域を中心に、電気や上下水道などのライフラインが断絶、道路や橋などのインフラも破壊されるなど、かつてない甚大な被害となりました。

■平成26年8月16日丹波市豪雨災害被害状況

	人的被害		計	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			計
	死亡	負傷					一部損壊	床上浸水	床下浸水	
柏原									8	8
氷上		2	2			2		27	291	320
青垣									12	12
春日		1	1			1	1	15	91	108
山南										0
市島	1	1	2	17	8	36		98	321	480
計	1	4	5	17	8	39	1	140	723	928

件数は、平成26年8月31日現在の住家被害認定調査結果に基づいています。
※建物については、住家（母屋）の被害件数を掲載

災害発生直後から応急復旧作業に着手

災害発生直後の8月20日には、市島支所内に現地災害対策本部（本部長 鬼頭副市長）を設置し、土砂等の除去、ごみの受入・回収、水道等の給水・仮復旧、仮設トイレの設置、入浴対応、災害ボランティアセンターや災害救援物資センターの開設などを行いました。8月23日からは、被災者総合相談窓口を設置し、被災されたみなさまからの悩みや不安の相談に応じてきました。

市では、生活再建に向けて被災されたみなさまが少しでも希望を抱いていただけるよう、みなさまの気持ちに寄り添いながら、今後も対応していく所存です。

全国各地からの支援に感謝します

甚大な被害を受けた非常時において、みなさまからの支援はとても心強く、私たちの励みになりました。全国各地から1万人を超すボランティアの方々が家屋に流入した土砂の除去、家財の清掃、さらには、被災者のニーズを聞き取りながらきめ細かい支援を行っていただきました。また、県内各市町の自治体から延べ約1，000名の職員を派遣いただき、断水地域での給水活動や災害ごみの収集、家屋の被害調査などに力を貸してくださいました。さらに、全国各地から瞬く間に多くの救援物資をお届けいただくとともに、現在も、義援金や見舞金を続々とお寄せいただき、その多大なるご支援に心から感謝を申し上げる次第です。

復興に向けてともにがんばろう

災害発生後も不安定な天候が続き、被災地を中心に、避難準備情報や避難勧告を発令する事態となっています。土砂災害は、一度起これば終わりではありません。今後、台風の発生が懸念されるため、雨による二次災害には十分に警戒する必要があります。市民のみなさまには、引き続き市からの情報にご注意いただき、「命を守る」行動をお願いします。

丹波市は、この度、国が定める「激甚災害」の指定を受けました。これにより、災害復旧工事などに対して、特別の財政援助、助成措置を受けることになります。今後は、国、県の支援を受けながら、二次災害の防止や被災した道路、河川、農地などの復旧に取り組みます。また、市島支所内に「復興推進部」を設置し、新たなまちづくりに着手し、復興を成し遂げる覚悟です。復旧から復興へ、道のりは厳しいものかもしれません。この苦難を乗り越え、丹波市が再び元気に立ち上がれるよう、市民のみなさんも心をひとつに、丹波市の復興にご協力いただきますようお願い申し上げます。

り災証明書

被災されたみなさまへ
り災証明書・り災届出証明書の発行について

り災証明書とり災届出証明書

◆り災証明書
平成 26 年 8 月 16 日丹波市豪雨災害による家屋被害調査において、被害の判定を受けた住家について、り災証明書を発行しています。
■対象物件 / 住家※住家とは現実に居住のために使用している家屋で独立して家庭生活を営むことができる家屋のこと
■交付方法 / 郵送（9月上旬から順次発送）
家屋被害の調査結果について再調査を希望される方は、り災証明書を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に、税務課資産税係☎ 82 - 2003 までお申し出ください。
◆り災届出証明書
り災届出証明書は、り災の届出がなされたことを証明するものです。
■対象物件 / 住家以外の家屋（店舗、事務所、工場、施設、倉庫等）、事業用資産、家財、車、その他（印鑑、通帳等）
■交付対象者 / 所有者、使用者
■申請時に必要なもの / 本人確認書類（運転免許証、住基カード等）、印鑑、被害の状況がわかる写真等
■交付窓口 / 税務課、各支所

問 税務課資産税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2003

補助・給付・貸付
住まい等の再建・補修

り災証明書に記載されている「り災内容」をご覧のうえ、適用される制度等についてご確認ください。なお、必要書類など詳しくは、該当する世帯に送付している書類をご覧いただくかお電話などでお問い合わせください。

補助 住宅除却支援制度

災害により著しく損壊し、周辺に危険がおよぶ可能性のある住宅を除却する場合に、その費用軽減を図るために、除却費用を支援します。
■対象 / 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）、床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）の被害を受けた住宅かつ危険空き家で、除却前の住宅
※納屋、ガレージ等の附属建物など、住宅でないものを除く
■補助率 /10 分の 9（補助限度額 180 万円）
問 生活安全課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 1532

給付 フェニックス共済　共済給付金

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入されている方には、最大 600 万円の共済給付金が支給されます。
問（公財）兵庫県住宅再建共済基金
☎ 078 - 362 - 9400

自然災害から「住まい」「家財」を守る
フェニックス共済

丹波市豪雨災害で被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます
住宅再建共済制度では、一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）についても給付が受けられるよう、8月から制度を拡充しました。　問 丹波県民局企画防災課☎ 73 - 3762

住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度
年額 5，000 円で
最大 600 万円の給付
※半壊以上の認定に限ります

プラス

上乗せ加入でさらに安心！
一部損壊特約
年額 500 円で
補修時等に 25 万円の給付
※一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）の認定に限ります

住宅にお住まいの方の
家財再建共済制度
年額 1，500 円で
最大 50 万円の給付
※半壊以上または床上浸水の認定に限ります

給付 被災者生活再建支援制度

問復興推進室 (市島支所内) ☎ 85 - 1001

災害により、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（損害割合 10%以上 20%未満）・床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）・床上浸水（損害割合 10%未満）と認定された世帯に対し、被災者生活再建支援制度が適用され支援金が支給されます。
※大規模半壊・半壊で、被害を受けた住宅をそのままにしておくと非常に危険であることや修理に高額な費用がかかることなどを理由に住宅を解体した場合は、「全壊」扱いとなります。

■支援金額

区分		国 基礎支援金①	国 加算支援金②		市単独支援金③	計 ①+②+③
世帯員が複数の世帯	全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	50 万円	350 万円
			補　修	100 万円		250 万円
			賃　借	50 万円		200 万円
	大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	25 万円	275 万円
			補　修	100 万円		175 万円
			賃　借	50 万円		125 万円
単身世帯	全壊	75 万円	建設・購入	150 万円	50 万円	275 万円
			補　修	75 万円		200 万円
			賃　借	37.5 万円		162.5 万円
	大規模半壊	37.5 万円	建設・購入	150 万円	25 万円	212.5 万円
			補　修	75 万円		137.5 万円
			賃　借	37.5 万円		100 万円
半　　壊		－	－	－	25 万円	25 万円
一部損壊・床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）		－	－	－	15 万円	15 万円
床上浸水（損害割合 10%未満）		－	－	－	5 万円	5 万円

■申請期間 / 基礎支援金・市単独支援金…平成 27 年 8 月末まで、加算支援金…平成 29 年 8 月末まで
※兵庫県が新たに創設する 制度を活用し、半壊で 25 万円、一部損壊・床上浸水（損害割合 10%以上 20%未満）で 15 万円を別途上乗せして給付する予定です（再度申請が必要です）

貸付 災害援護資金貸付制度

問 社会福祉課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5027

負傷または住居や家財に被害を受けた方に、生活再建に必要な資金の貸付を行います。
■貸付限度額 /350 万円 (被害の状況により限度額が異なります)
■利率 / 年利 3 %（3 年間の措置期間中は無利子）
■対象 / 次の①～③のいずれかに該当する世帯
①住居が半壊または全壊・流出した世帯②家財の 3 分の 1 以上が損害を受けた世帯③世帯主が災害により負傷しその療養に要する期間が概ね 1 カ月以上の世帯
■受付期間 /12 月 1 日まで

浸水地域や土砂災害が起こりやすい箇所を事前にチェック
丹波市防災マップ（ハザードマップ）の確認を！
問 防災対策室（氷上庁舎内）
☎ 82 - 0250

防災マップで確認できること
- ☑ 大雨等によって浸水しやすい地域
- ☑ 土砂災害が起こりやすい箇所
- ☑ 市が指定する避難所
- ☑ 地震による揺れの程度
- ☑ 非常時の持ち出し品　など

※詳しくは、すでに配布している丹波市防災マップをご覧ください。丹波市ホームページにも掲載しています

税・保険料等の減免ほか

り災証明書に記載されている「り災内容」をご覧のうえ、減免される税や保険料等についてご確認ください。なお、必要書類など詳しくは、該当する世帯に送付している書類をご覧いただくかお電話などでお問い合わせください。

市民税・県民税（個人）および国民健康保険税の減免

市民税・県民税（個人）および国民健康保険税について、居住されている住宅に床上浸水以上の被害を受けられた場合に減免します（所得制限あり）。
問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2070

固定資産税の減免

固定資産税について、土地、家屋および償却資産の損害程度に応じて減免します。
問 税務課資産税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2003

所得証明書などの手数料の減免

被災により各種手続きに必要となる所得証明書、納税証明書などの税証明等の手数料を減免します。
問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2070
税務課資産税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2003
税務課収納対策係（氷上庁舎内）☎ 82 - 1535

申告・納期限等の延長

被災により、申告、申請、請求その他書類の提出または納付について、期限までにこれらの行為をすることができない場合には、期限を延長できます。
問 税務課市民税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2070
税務課資産税係（氷上庁舎内）☎ 82 - 2003

県税の減免

被災状況によって、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免などが適用される場合があります。
問 丹波県税事務所 ☎ 73 - 3745

水道料金・下水道使用料の免除

災害により、断水区域では安定的に水道水の供給ができなかったこと、また、断水区域以外で被災された世帯（床下浸水以上で事業所等を含む）についても清掃のために通常以上の水道水を使用されたことを受け、水道料金および下水道使用料を次のとおり免除します。
■免除の内容

区　分	内　容
断水地域	断水した使用月の基本料金の免除 ※断水区域でかつ被災された世帯等については、従量料金も免除
断水区域以外で被災された世帯	通常水量を越えた分の従量料金の免除

問 業務課（柏原支所水道部内）☎ 72 - 0605
下水道課（春日庁舎内）☎ 74 - 0224

後期高齢者医療保険料の減免

災害により住宅または家財について損害を受けた場合に、後期高齢者医療保険料を免除します。
■対象 / 住宅または家財について 2 割以上の損害を受けたとき
■減免割合

損害の程度	減免の割合
全　壊	保険料の全額より 10 割減免
大規模半壊・半壊	保険料の全額より 5 割減免

■減免期間 / 理由が生じた日の属する月以降 12 カ月※ 12 カ月が翌年度にまたがる場合は年度ごとに申請が必要
問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690

後期高齢者医療一部負担金の免除制度

後期高齢者医療制度では、医療費の一部負担金免除の制度を設けています。損害の状況、所得の状況によっては、免除される場合があります。
問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690

国民健康保険一部負担金の免除・徴収猶予

災害によって重大な損害を受け、一時的に生活が苦しく、医療費の支払が困難な場合に、医療機関での支払いが軽減される制度があります。減免等には世帯の収入状況等が関係しますのでお問い合わせください。
問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690

国民年金保険料の免除

災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料の全額が免除されます。被保険者が所有する住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合が対象です。
■免除期間 / 事由の生じた日の前月分から翌年の 6 月分まで
問 国保・医療課（氷上保健センター内）
☎ 82 - 6690

介護保険料の減免

住宅に特に大きな被害を受けた介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料を一定期間減免し、負担の軽減を図ります。
■対象 / 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 (損害割合 10%以上 20%未満)・床上浸水 (損害割合 10%以上 20%未満）の世帯の方
■減免割合 / 全壊・大規模半壊・半壊…10 分の 10、一部損壊 (損害割合 10%以上 20%未満）・床上浸水 (損害割合 10%以上 20%未満）… 2 分の 1
■減免期間 / 1 年間（平成 26 年度 3 期分～平成 27 年度 2 期分）
問 介護保険課（春日庁舎内）☎ 74 - 1049

介護保険利用者負担額（利用料）の減免

住宅に特に大きな被害を受けた介護サービス利用者の利用料を一定期間減免し、負担の軽減を図ります。
■対象 / 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 (損害割合 10%以上 20%未満）・床上浸水 (損害割合 10%以上 20%未満）
■減免割合 / 介護サービス利用料 (1 割負担分）を全額免除
■適用期間 / 6 カ月間（平成 26 年 8 月サービス分～平成 27 年 1 月サービス分）
問 介護保険課（春日庁舎内）☎ 74 - 1049

図書資料がり災した場合の弁償免除

災害によって貸出利用中の市立図書館の図書や資料が損傷したときまたは無くなったときは、申請により弁償を免除します。損傷した図書や資料がある場合は、図書館までお持ちください 。
問 市内各図書館

その他支援制度

住宅の応急修理

災害救助法にもとづき、市では、住宅の応急修理を行います。なお、すでに応急修理を終えた住家についても、り災認定、工事内容などが要件に合う場合は、その費用を市が支払います。
※応急修理とは、屋根・柱・台所・風呂・トイレ等の修理で、生活に必要な最小限度の改修をいいます。
■対象 / 次の①②の要件を満たす世帯
①大規模半壊・半壊・全壊（要件あり）の被害を受けている方
②応急修理を行うことによって、知人・親類宅等への避難を要しなくなると見込まれる方
■限度額 / 1 世帯あたり 547,000 円まで
※応急修理費用は、市が直接施工業者に支払います
■申請期限 / 9 月 30 日（火）まで
問 復興推進室 (市島支所内) ☎ 85 - 1001

食費・居住費負担に対する助成

住宅に特に大きな被害を受けた要介護者が、介護保険施設に短期入所や緊急入所した場合に、その費用の助成を行い、負担の軽減を図ります。
■対象者 / 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 (損害割合 10%以上 20%未満）・床上浸水 (損害割合 10%以上 20%未満) の世帯の方
■助成額 / 利用者が支払うべき食費および居住費（滞在費）※負担限度額認定を受けていない方も対象
■適用期間 / 2 カ月間（8 月 17 日～ 10 月 16 日まで）
問 介護保険課（春日庁舎内）☎ 74 - 1049

災害時における雇用保険制度の特別措置

■雇用保険の失業給付を受給中の方へ
今回の災害によって、指定された失業の認定日にハローワークに来所できないときに、申し出により失業の認定日を変更することができます。
■労働者の方へ
事業所が被災により休業したため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方について、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の基本手当の支給を受けることができます（一部要件あり）。
問 ハローワーク柏原 ☎ 72 - 1070